柏崎市公共下水道公共ます設置等基準 解説

「管理者」とは、「下水道事業管理者」すなわち柏崎市長のことをさしています。

下水道条例第7条の「公共ますは、原則として管理者が設置するものとし、その位 第1条関係 置は、管理者が定める。」の原則を規定しています。

(1) 受益者負担金が未納である土地についての取り扱いを明確化しました。柏崎市にお土地側 1.0 メートル以内に管理者が設置する。この場合の「画地」 いて受益者負担金を公共ますの設置費用の負担であるとは必ずしも見なしていない のですが、受益者負担金を納入された人との公平性を勘案して、このような取り扱い にしています。受益者負担金が不納欠損、つまり時効を迎えてもこの取り扱いは変わ りません。

またその土地を新たに取得した受益者に対しても同様の取り扱いをいたします。受 益者負担金が未納である分だけ土地の取得価格が安いと考えられるからです。

- (2)受益者負担金が全額免除されている土地とは、負担金条例第18条第1号による文 化財保存用地、第5号による墓地、踏切、駅前広場、私道、水路用地のほか、寄附に より下水道施設が整備された団地などです。このほか、負担金条例第10条に規定す る賦課しない次の土地も同様の取り扱いをします。
 - (1) 道路、駐車場等の交通施設に係る土地
 - (2) 河川、水路等に係る土地
 - (3) 公園、緑地、広場等に係る土地
- (3)いわゆる負担金の「賦課公告」が済んでいない土地のことを指しています。賦課公 告が済んでいない土地とは、下水道認可区域内でありながら、宅地化されていないな どの理由で負担金の賦課をしていない土地です。通常、下水道本管も未整備です。こ れらの土地に公共下水道を整備するためには、本管の工事が必要ですので、公共ます の設置には時間を要する場合が少なくありません。

第1条 公共汚水ます(以下「公共ます」という。)は、次の 各号の一に該当する場合を除き原則として画地官民境界より民 とは、公共下水道事業受益者負担に関する条例第9条による公 告時における受益者が同一である隣接した土地の全部をいう。

(1) 受益者負担金が未納である受益地

(2) 公共下水道事業受益者負担に関する条例第18条第4 号以外の理由により受益者負担金が全額免除されている受益地

(3)公共下水道事業受益者負担に関する条例第9条による 公告がされていない土地

- (4)造成事業者が整備し、その後市に帰属した造成地には負担金を賦課しておりませ ん。例として、向陽団地、ゆりが丘、長峰団地、半田中央団地、藤元町、刈羽郡病院、 田尻工業団地、柏崎フロンティアパークなどがあります。これらの団地内に公共ます 新設の必要がある場合は、原因者負担となります。
- 徴収が猶予されている土地は、徴収猶予を解除し、負担金が納入されたことを確認 (5)して、管理者が公共ますを設置します。
- 主として第5期以降(整備期別土地一覧参照)の土地にこの例があります。 (6)

- 公道に面していない土地については、原則として下水道本管の敷設してある公道か │第2条 前条にかかわらず、公道等に面していない画地におい 第2条関係 ら 1.0 メートル以内の他者の土地に公共ますを設置することとします。その場合、合 わせて基準第11条の「排水設備土地使用同意書」を提出いただくことになります。
- (1)市道、県道、一般国道、高速自動車国道をいいます。
- (2)国有道路(いわゆる赤道)、管理用道路等、農道、林道をいいます。

- (4) 宅地造成事業者等が整備し、公共下水道本管及び公共 ますを管理者に帰属させた造成地内の土地
- (5) 公共下水道事業受益者負担に関する条例第 16 条によ る徴収を猶予されている土地
- (6) 農地等で土地の利用計画が未定である等の理由で公共 ますの位置が定まらない土地で受益者から設置しないことの申 出のあった土地
- 2 前項第6号に規定する土地の利用計画が定まったとき は、基準に基づき予算の範囲内で管理者が公共ますを設置する。

ては、公共下水道本管(以下「本管」という。)が敷設してある 公道等より技術的、経済的に最も適切な土地を調査し、管理者 が位置を決定し設置するものとする。この場合の「公道等」と は、次の各号に掲げる道路をいう。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180条)第3条に規定する 道路
- (2) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条第1項に 規定する国有財産及び地方自治法(昭和22年法律第67号) 第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用 に供している道路
- (3) 道路側溝を含む幅員が40メートル以上で、両端が前2 号に掲げる公道に接続されており、かつ登記地目が「公衆用道 路」である道路

第3条関係 私道上に公共ますがある場合、個人の宅地からその公共ますまでの下水管は、個人 第3条 前条第3号の規定を満たさない道路のうち、登記地目 の管理となります。 が「公衆用道路」である道路(以下「私道」という。)に接する

第4条関係 次のAさん、Bさん、Fさん(Gさん)、Hさんを対象の義務者と数えます。 ※ Aさん、Bさんの関係が親子でなく、夫婦である場合、同一義務者と見なします。

(1)

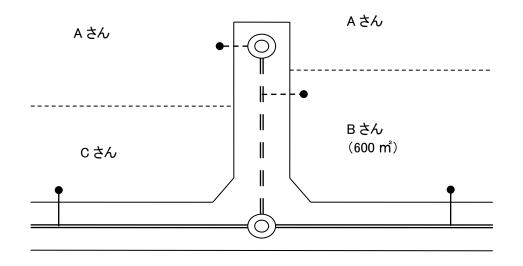
Eアパート (F さん、G さん共有名義) A さん (親) Fさん Gさん (共有名義) B さん(子) Cさん Ηさん (負担金納入済) (徴収猶予中) Dさん Iさん (公共ますあり)

第3条 前条第3号の規定を満たさない道路のうち、登記地目が「公衆用道路」である道路(以下「私道」という。)に接する画地の公共ますの位置は、公道等より1.0メートル以内の私道上とする。この場合の公共ますの箇所数は一箇所とする。

第4条 前条にかかわらず、次の各号の要件を満たす私道においては、私道に面した画地の敷地境界より民地側 1.0 メートル以内に設置し、必要な本管を管理者が敷設することができる。この場合私道所有者(地上権その他の権利を有する者を含む。)は、「私道公共下水道設置申請書」(別記第1号様式)により申請しなければならない。

(1)私道に面した排水設備設置義務者(建物所有者及び建物がない場合の土地所有者。以下「義務者」という。)が2人以上であること。ただし、集合住宅等の場合の義務者は一棟を1人と数え、土地が共有名義の場合の義務者は共有名義人の複数を1人と数え、既に公共ますが設置してある義務者、本管が敷設してある公道等に面している義務者及び公共下水道事業受益者負担に関する条例第16条による徴収を猶予されている義務者は数えない。

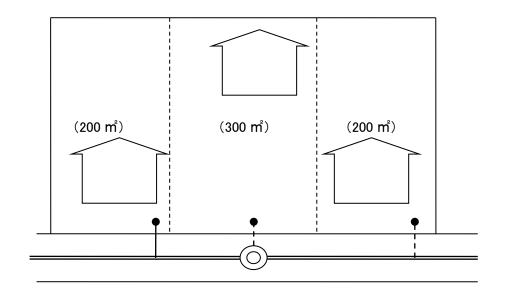
B さんは、すでに公共ますが設置されていますが、面積の基準(基準第6条第4号)でもう一箇所設置が必要なので対象の義務者は、2人になります。(この取り扱いは、土地が「未利用地」である場合に限られます。)



- (4) いわゆる第4期(整備期別土地一覧参照)以前の、「私道公共下水道設置取扱基準」では、「5人」と規定してありましたので、第4期以前の土地に第5期以降の基準をさかのぼって適用はしません。
- 2 宅地造成、開発に伴って築造される道路は、公道に移管する見込みがあっても、開 (1)(2) 発者負担で下水道を整備していただくことになります。この場合、受益者負担金が賦 課されていないか徴収が猶予されている土地であれば、負担金納入も条件になります。

- (2) 私道の一端が既に本管の敷設されている公道等又は私道に接続し、さらに本管敷設工事施行可能な幅員を有していること。
- (3)技術的に自然流下による下水の排除が可能であること、 もしくは地形上自然流下が困難な場合には、ポンプ施設の設置 が技術的に可能であり、必要な用地が確保できること。
- (4) 平成10(1998)年3月31日以前に柏崎市公共下水道 事業受益者負担に関する条例第3条の規定による公告のなされ た受益地の面する私道においては、第1号の「2人」を「5人」 と読み替える。
- 2 次の各号に掲げる道路は、前項の私道の取り扱いをしない。
- (1) 新たな敷地造成により生じる道路
- (2)公共下水道認可区域内で都市計画又は区画整理事業により生じる道路

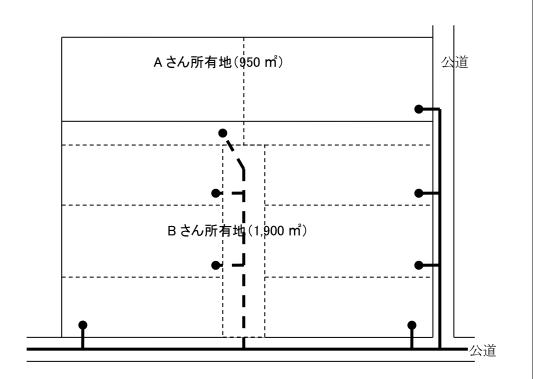
- 第6条関係 第1条により負担金賦課公告のときの「画地」を箇所数算定の基礎としております | 第6条 画地における公共ますの設置箇所数の決定は次の各号 ので、賦課公告後に分筆や所有者移転があった場合でも、箇所数が変わることはあり
- (1)ません。
- (2)地形が複雑で、1箇所の公共ますで汚水を集めきれない場合(いわゆる「勾配」が とれない場合)に、別のルートから公共ますを増設して対応することがあります。
- (3)次の場合、建物敷地が借地であれば、それぞれを「設置義務者」と見なし、借家で あれば、土地所有者を「設置義務者」と見なすことになります。



※借地の場合、設置義務者ごとに一箇所の設置 = 3箇所 借家の場合、面積 700 m² (200+300+200) に対して算定 = 2 箇所 による。

- (1)公共ますの設置箇所は、一画地一箇所を原則とする。
- (2) 地形等によりやむを得ない場合に限り、必要な箇所を管 理者が増設することができる。
- (3) 一画地に複数の義務者が存在する場合は、一義務者に一 箇所とする。

(4) (5) いわゆる「500 平方メートルルール」は、「第4期特定環境」の整備区域のうち徴収猶予である土地と「第5期」「第6期」整備区域に適用されるルールです。負担金の賦課がされている土地を新たに取得し、合計が500㎡を超えたとしても適用はありません。また500平方メートルルールが適用されるのは公道に面した土地に限られますので、実際に必要な公共ますの設置数を、市で負担できないケースもあります。



※A さん所有地は、 $950 \, \text{m}^2 \text{c} \, \lceil 500 \, \text{平方メートルルール} \right]$ では公共ます $2 \, \text{箇所で }$ すが、公道に面している土地が一箇所になりますので、市で設置するのは $1 \, \text{箇所で }$ す。

- (4) 平成 9(1997)年4月1日以降に柏崎市公共下水道事業 受益者負担に関する条例第3条の規定による公告のなされた受益地のうち未利用の受益地において、一画地の面積が500平方メートルを超える場合はさらに一箇所を加えることし、以下500平方メートルごとに一箇所を加えることができるものとする。
- (5)前号に掲げる「未利用地」とは、建物敷地又は舗装を伴う駐車場用地として利用したことのない土地をいう。

B さん所有地は、1,900 m²で、市の設置は 4 箇所です。 点線の部分の下水道は、開発者負担で整備していただくことになります。

第7条関係

公共ます設置の決定を受益者本人に限っている理由は、土地を複数の人に譲渡され 第7条 前条の決定は、受益者負担金納入者に対して行うこと る場合があるからです。土地を買った人が、それぞれ公共ますの設置を希望されても、 希望にそえないことがありますし、その調整を市で行うこともできません。

また、通常の土地取引で公共ますの有無は大事な情報ですし、購入者に提供されて「を取得した者に対してはこの限りでない。ただし、やむを得な いる情報と考えられますので、取得した後の公共ますの設置はしない取り扱いにして「い場合に限り管理者が公共ますを設置することができる。 います。

とし、公共ますが設置されていないこと又は前条第4号により 算出した公共ますの箇所数に満たないことを知りながら受益地

第9条関係

いわゆる「下水道行為許可申請」です。許可までには、現地確認や設計の審査が必 要ですので、日数がかかることがあります。

第9条 この基準に定めるもののほか、新たに公共下水道を築 造又は撤去しようとする者は、下水道法(昭和33年法律第79 号)第24条第1項及び下水道条例第22条に規定する行為の 許可を得るものとする。

第 10 条関係 下水道本管の工事を伴わない、公共ますと取付管の整備だけの場合の取り扱いをさ | 第10条 この基準に定めるもののほか、新たに公共ますを設 しています。

置しようとする者は、あらかじめ下水道条例施行規程第17条 に規定する承認を得るものとする。既存の公共ますを撤去しよ うとする者も同様とする。

2 前項により公共ますを設置した者が当該工事を完了したと きには、管理者の検査を受けたのち、「公共下水道施設帰属承諾 書」(別記第8号様式)を管理者に提出し、当該施設を管理者に帰 属させるものとする。

整備期別土地一覧

柏崎処理区(中部第十一処理分区を除く)

事業期	告示年度	計画処理区域	負担金 (円/㎡)
第1期	昭和 51 (1976)	西本町一~三、新橋、駅前一~二、鏡町、日石町、錦町、東本町一~三、中央町、小倉町、諏訪町、新花町、西港町、東港町、 学校町、栄町、北園町、桜木町、大和町	徴収終了
第2期	昭和 57 (1982)	中浜一~二、大久保一~二、若葉町、柳橋町、北園町、桜木町、 安政町、大和町、春日一~二、比角一~二、四谷一~三、松美 一~二、北斗町、長浜町、日吉町、松波一~二	徴収終了
第3期	昭和 63 (1988)	北園町、安政町、桜木町、春日二、松美一~二、東長浜町、三和町、扇町、豊町、幸町、宝町、関町、宮場町、元城町、城東一~二、穂波町、南光町、常盤台、三島町、三島西、剣野町、大字剣野、米山台一~四、米山台東、緑町、寿町、赤坂町、番神一~二、松波三~四	徴収終了
第4期	平成 5 (1993)	新赤坂町、番神二、寿町、東の輪町、鯨波一〜三、米山台五、城東二、岩上、大字剣野、大字枇杷島、南光町、田中、松美二、三和町、東長浜町、常盤台、剣野町、半田一、半田三、北半田一〜二、田塚一〜三、新田畑、春日三、槙原町、橋場町、藤元町、柳田町、小金町、原町、大字橋場、松波二〜四、荒浜一〜三	徴収終了
第4期 特定環境	平成 7 (1995)	鯨波三、大字鯨波、大字軽井川 (新潟産業大学)、大字藤橋、大字堀	584
第 5 期	平成 10 (1998)	西港町、安政町、赤坂町、鯨波三、大字鯨波、元城町、城東ー 〜二、岩上、大字半田、大字枇杷島、南光町、半田一〜三、朝 日が丘、北半田二、希望が丘、田塚一、春日二〜三、槙原町、 橋場町、小金町、原町、大字橋場、荒浜一〜四、大字茨目、大 字佐藤池新田、大字軽井川、茨目一、城塚、大字横山	635
	平成 12 (2000)	寿町、大字鯨波、大字剣野、大字枇杷島、大字田塚、剣野町、田塚二~三、新田畑、春日二~三、槙原町、橋場町、東原町、上原、下原、大字山本、大字剣、大字下大新田、大字土合新田、大字長崎、大字長崎新田、松波四、大字藤井、大字茨目、大字上田尻、大字下田尻、大字両田尻、茨目一~三、城塚、大字藤橋、大字堀、向陽町	
	平成 15 (2003)	大字土合、大字剣、大字土合新田	
	平成 16 (2004)	東長浜町、東原町、大字山本	
	平成 17 (2005)	大字土合新田、剣(別山川左岸)、大字茨目、田塚二	
	平成 18 (2006)	大字土合新田、剣、田塚二~三	

柏崎処理区(中部第十一処理分区を除く)

事業期	告示年度	計画処理区域	負担金 (円/㎡)
第6期	平成 16 (2004)	大字軽井川、大字佐藤池新田、大字茨目、大字上田尻(御山町、池の峰)、向陽町、大字安田(田尻工業団地)、大字半田(総合体育館)、大字鯨波、鯨波二、荒浜一、槙原町、大字橋場、大字横山、大字堀、東長浜町、東柳田町、緑町、赤坂町、米山台三、新赤坂町ー(赤坂山浄水場)	
	平成 17 (2005)	大字藤井、大字茨目(田塚山運動広場ほか)	591
	平成 18 (2006)	田塚三、東原町、大字土合、大字剣(別山川左岸、8 号線バイパス沿線ほか)	
	平成 19 (2007)	剣野町、大字剣野(総合高校実習地ほか)	
開発行為 による 例外	それぞれ の年度	向陽団地、ゆりが丘、長峰団地、半田中央団地、藤元町、田尻 工業団地、柏崎フロンティアパーク、さくらニュータウンなど	原因者負担
未供用	_	国道8号バイパス法線予定地など	591
区域外	_	夢の森公園、柏崎港ほか	原因者負担

柏崎処理区中部第十一処理分区

告示年度	計画処理区域	負担金			
平成 30 (2018)	大字上田尻、大字下田尻、大字両田尻、大字安田	一□ 690,000 円			
公共ます等の工事に要する費用の15%を原因者の負担とする。					

石地処理区

告示年度	計画処理区域	負担金			
平成 14 (2002)	西山町石地、西山町大津、西山町浜忠、西山町甲田、西山町尾町、西山町大崎	一□ 690,000 円			
公共ます等の工事に要する費用の15%を原因者の負担とする。					

※ 上記町名は、代表的な町名であり、詳細は土地地番により判断することになります。